

協定区域	北区星和台1丁目の一部、 鳴子2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1985年9月7日
	面積	43,968.14 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 1995年9月7日 (有効期間を延長) 更新 2005年9月7日 (有効期間を延長) 更新 2015年9月7日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1985年9月7日～2025年9月6日 (40年)

## 協定内容の概要

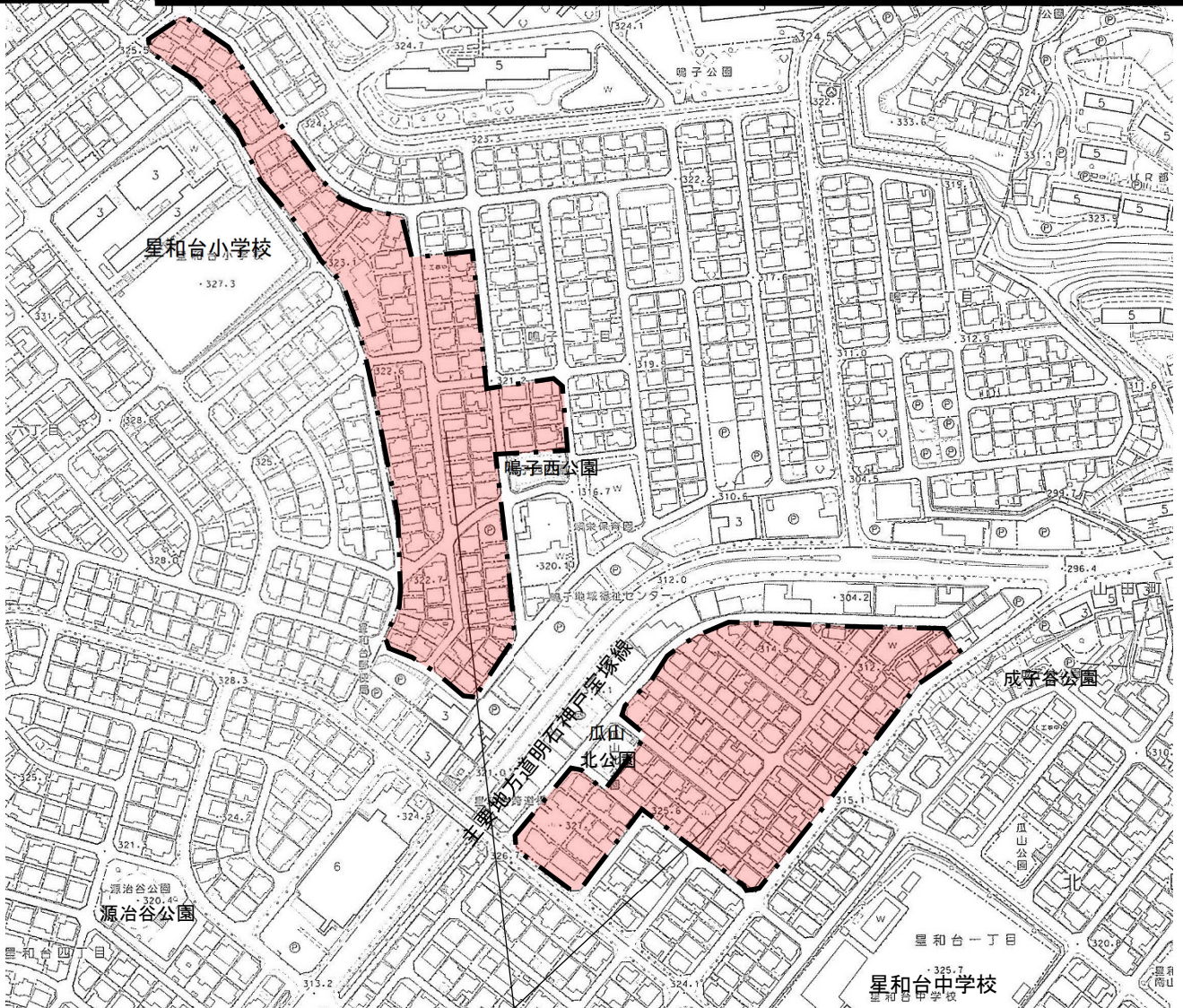
- (1) 建築物の敷地の地盤面は、現況地盤面の高さを超えないものとする。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は協定運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限の変更は認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の22第1号に該当するものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、建築基準法施行令第130条の3及び第130条の4に該当するもので、協定運営委員会の許可を得たものは、この限りでない。
- (4) 建築物の階数は、2階建以下(地階を除く。)とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。





**24 日生鈴蘭台ニュータウン第6地区建築協定区域**  
 ※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

位置図

